

# 高齢者世帯などの除雪費を助成

町では、避難通路確保のための除雪サービスのほか、除雪作業が困難な高齢者世帯などに対し、除雪業者などに支払った費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と在宅生活を支援しています。

## ○対象者は？



町内に住所を有し、現にその住所に居住している方のうち世帯員全員が町民税非課税で、次の要件のいずれかに該当する方です。

- ・70歳以上の高齢者
- ・身体障害程度等級1級、2級など

注1) 年齢などの基準日は平成28年12月1日です。  
注2) 70歳未満の方がいる2世帯住宅は、世帯は別であつても対象にはなりません。

## ○助成対象となる除雪作業や助成額は？

助成額は業者に支払った額の1/2以内で、作業内容ごとに上限があります。

助成対象 作業内容	①玄関前から道路までの生活 通路や置き雪の除雪	②屋根の雪下ろしや窓の除雪
		
限度額	3万円	2万円

※①、②両方の助成を受ける場合は、それぞれに申請の手続きが必要です。

## ○対象期間は？

平成28年12月1日（木）から平成29年3月31日（金）までの除雪作業分が対象となります。

## ○申請の手続きは？

①ご自身が対象者かどうかを確認するための利用申請をしていただき、対象者であれば町は利用決定を通知します。利用決定を受けた方が助成対象者となります。

※11月1日（火）から利用申請の受付を開始します。

②除雪作業を業者などと契約します。契約書には作業内容、作業期間、契約金額の記載が必要です。

③作業（契約期間）が完了し、業者への支払いが完了したら、町に助成金の申請をします。

※助成金の申請には、契約書と領収書の写しが必要となります。

また、対象期間内に複数回除雪を委託する場合、1回にまとめて申請をします。

④町は助成金申請の内容を確認し、助成金をお支払いします。

## ○申請する場所は？

ゆめりあで申請してください。

■問合せ：保健福祉課 子ども・高齢者グループ ☎72-2000

# 10月1日から B型肝炎予防接種が定期接種になりました

平成28年10月1日から、予防接種法の規定に基づき、これまで任意接種（有料）だったB型肝炎予防接種が、定期接種（無料）になりました。

B型肝炎とは、B型肝炎ウイルスの感染により起こる肝臓の病気です。感染は、一過性の感染で終わる場合と、そのまま感染の状態が続いてしまう場合（この状態をキャリアといいます）があります。キャリアになると慢性肝炎になることがあり、肝硬変や肝がんなどの命にかかわる病気を引き起こすこともあります。

該当するお子さんについては、個別にご案内します。

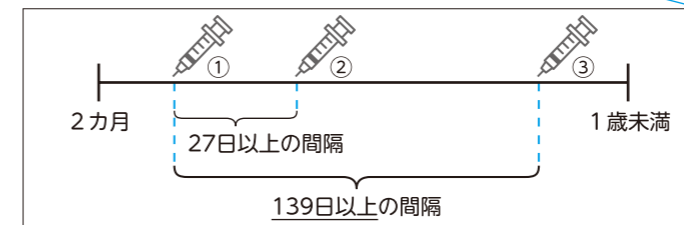
## 【対象者および接種回数】

対象者	回数
平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満の方	全3回 (接種スケジュールは以下のとおり)

## 【予防接種の標準的なスケジュール】

生後2カ月から1歳未満までの間に3回接種します。

- 1回目：生後2カ月以降に接種します。
- 2回目：1回目の接種から27日以上の間隔をあけて接種します。
- 3回目：1回目の接種から139日以上の間隔をあけて接種します。



「1回目の接種から139日以上の間隔」とは、「1回目から20週後の同じ曜日以降に接種が可能」という意味です。



※平成28年4月1日以降に生まれた方で、平成28年10月1日より以前にB型肝炎予防接種を任意接種で受けていた場合は、残りの回数を定期接種として受けてください。

## 【接種方法】

- ・指定医療機関で接種します。接種にあたっては、予診票が必要です。
- ・保健福祉課（ゆめりあ）で予診票の配布を行いますので、予診票がない方はご連絡ください。

## 【指定医療機関】

医療機関	連絡先
町内	
花月クリニック	74-2021
滝川市内	
滝川市立病院	22-4311
滝川こどもクリニック	26-1000



医療機関	連絡先
砂川市内	
砂川市立病院	54-2131
小林産婦人科医院	52-4520
明円医院	53-2100
村山内科医院	54-0888

■問合せ：保健福祉課健康推進グループ ☎72-2000

# 所得にかかる税金

## 所得にかかる所得税

納税は国民の義務です。一定の所得のある人には、その所得に対して所得税（国税）がかかります。この所得税を管轄するのが、税務署です。所得税は、確定申告をして納めることが基本です。確定申告は、1年に1度、自分で所得金額をとりまとめ、税額を計算して納める制度です。サラリーマンの場合は、給与の支給金額や扶養控除の人数などに応じて、毎月の給料から所得税が天引きされます（源泉徴収）。年末には、正しい所得税額と過不足が精算されるため（年末調整）、通常は確定申告が不要です。

## 所得にかかる住民税

所得にかかる税金は、所得税だけではなく、住民税（地方税）と道民税の総称です。管轄するのは、役場（町）と道庁（道）です。課税から徴収までは役場が行っています。

サラリーマンの場合は、前年給与の総支給金額や扶養控除の人数などに応じて、毎月の給料から住民税が天引きされます（給与特別徴収）。

所得税は、所得が発生したその年にかかります。これに対し、住民税は所得が発生した次の年にかかります。

す。このように、同じ所得であっても所得税と住民税は表のような違いがあります。

	住民税	所得税
管 轄	町、北海道	滝川税務署
対象所得	〈前年所得課税〉 前年の所得に課税されます。 （例：平成28年度住民税は平成27年1月1日から12月31日の所得に課税されます。）	〈現年所得課税〉 その年の所得に課税されます。 （例：平成28年分所得税は平成28年1月1日から12月31日の所得に課税されます。）
課税方法	〈賦課課税〉 ■町道民税申告書 ■所得税の確定申告書 ■給与支払報告書 ■公的年金等支払報告書 など 各種資料に基づいて、町が税額を計算し通知します。	〈申告納税〉 ■確定申告 納税者が、1年間の所得とその税額を自分で計算し、申告します。 ■源泉徴収と年末調整 給与などの場合には、給与などの支払者が支払時に税額を計算し、年末に精算します。
納付方法	〈普通徴収〉 ①6月30日、②8月31日、③10月31日、④12月26日 4回で納付 〈給与特別徴収〉 6月から翌5月までの給料から引かれます。 〈年金特別徴収〉 4月から翌年2月までの年金から引かれます。	確定申告により年税額を確定し、納付します。 給与所得者と年金所得者などの場合は、所得のあったときに源泉徴収され、その後、年末調整や確定申告をして精算します。
均 等 割	有り 平成26年度から35年度まで 町民税：3,500円 道民税：1,500円 合 計：5,000円	無し
そ の 他	控除額の違いや、住民税には非課税基準額の設定などがあります。	



所得税や住民税を考えると、収入と所得をはっきり区別しなければなりません。

収入ー必要経費＝所得

個人事業者や農業者、外交員報酬を得ている方にとって、収入とは事業によって手に入れた金額です（売上）。所得は、収入から事業のために使ったお金（必要経費）を差し引いた金額です。

これが、収入と所得の違いです。サラリーマンには必要経費の代わりに、給与所得控除があります。会社から支払われる給料とボーナスの合計金額が収入で、その金額から給与所得控除を引いた金額が所得になります。

公的年金も収入から公的年金等控除額を引いて、所得金額を算出します。

所得税と住民税は、所得に対してかかります。



問合せ 住民課町税グループ

☎ 76・2130